

## 令和4年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイ特法）第26条の規定に基づき、県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握するための調査を実施した。

### 1 調査結果

県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌について調査を実施した。

その結果、公共用水域（水質）で2か所（玉川、大川）環境基準を超過したが、それ以外の全ての地点で環境基準を達成した。

表1 調査結果の概要

区分(単位)		地点数	調査結果	環境基準	超過地点(濃度)	参考R3年度
大気(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		10	0.0072 ~ 0.029	0.6	なし	なし
公共用水域	水質 (pg-TEQ/L)	河川	34	0.048 ~ 1.5	1	玉川(1.3) 大川(1.5) 境川(1.3) 山田川(2.5)
		湖沼	3	0.15 ~ 0.24		
		海域	2	0.027 ~ 0.033		
	底質 (pg-TEQ/g)	河川	34	0.12 ~ 41	150	なし
		湖沼	3	0.45 ~ 25		
		海域	2	0.22		
地下水(pg-TEQ/L)		22	0.015 ~ 0.063	1	なし	なし
土壌(pg-TEQ/g)		22	0.045 ~ 7.5	1,000	なし	なし

※ 大気の測定を行った10地点のうち1地点（筑西）は、測定局舎の移設により夏季と冬季で測定地点が異なるため参考値扱い。

### 2 環境基準超過地点の原因究明調査

玉川について、周辺状況の調査を行った結果、流域にダイ特法に基づく特定施設や小規模焼却炉は存在しなかった。また、上流4地点及び環境基準点（2回目）で追加の水質調査を実施したところ、基準超過した地点はなかった。検出された同族体構成比から、過去に流域で使用した農薬由来のダイオキシン類と推定している。

大川について、周辺状況の調査を行った結果、流域にダイ特法に基づく小規模焼却炉は存在するが、そのうち排水を公共用水域に排出する施設はなかった。上流の水質調査については、現在調査中である。なお、令和5年度ダイオキシン類環境測定計画に大川は重点水域として指定していなかったが、測定計画を変更し、大川を重点水域として指定することで引き続き監視を継続していく。

### 3 今後の対応

引き続き、河川等環境中のダイオキシン類による汚染の状況を把握するとともに、事業場に対して規制基準の遵守や施設管理の徹底について指導を実施する。